

宗教村落芦峯寺の「村」としての性格

－税負担の面から－

米原 寛*

1 「村」としての性格の起源－芦峯寺の中世村落の様態

1.1 南北朝期の芦峯寺

平安時代の終わり頃、修験者などの定住により成立したとされる芦峯寺は、南北朝時代は、嬬尊像や閻魔王像をはじめとする十王像等が造立されるなど隆盛期にあったと考えられている。この時期には、芦峯寺は寺院として存立していたのか、村落を構成していたのかは定かではない。正平八（1353）年五月二十五日付の越中守護桃井直常の子息直信の名で発給された合力催促状¹⁾によると、「寺家」年貢が課せられていることから、当時、芦峯寺は南朝の足利直義の有力な武将として活躍していた越中守護桃井直常の支配下にあり、荘園公領制のもと、年貢を守護に公納する公領の郷村と位置づけられていたと考えられる。この催促状は、軍事的に合力することを条件に年貢を免除するというものである、文書発給者は直信であるが、裏書きに桃井直常の安堵書が記されていることから、この催促状の発給は守護である直常の強い意思によるものであり、桃井氏にとって芦峯寺は軍事的にも重要な意味をもっていたと考えられる。

於御方、被致同心合力軍忠者、當陣静謐之間者、
寺家年貢可免除之状 如件

正平八年五月二十五日 直信（花押）

芦峯寺々僧御中

（裏書）

「如此状、不可有相違

直常（花押）」

越中守護桃井直常の越中守護在職の初見は、康永三年（1344）十一月二十八日の室町幕府引付頭人奉

書²⁾で、下地沙汰付けの遵行を命ぜられた「桃井駿河前司」がそれであった。なお、他の文書に「越中守護桃井刑部太輔（直常）・子息兵庫助（直信）」³⁾などとも記され、直常と直信が親子であることがわかる。その後、越中の守護は斯波氏（義将）、そして、一世紀を経た十四世紀中頃、畠山氏（基国）へと交替した。越中は畠山氏の守護代として砺波郡は遊佐氏、射水郡は神保氏、新川郡は椎名氏に三分割して統治されていた。この三氏は越中の在地領主であり、守護畠山基国の郎党の出であった。享徳二（1453）年八月十七日付の年貢免許状⁴⁾によると、芦峯寺は郷村の一村として越中の守護代である椎名順成の治下にあったことがわかる。この免許状によると、「葦峯堂之御年貢銭之事」として芦峯寺に課せられた税金が十貫文であったこと、または「任先寄進状之旨」という文言から、先例とは、いつの頃からかは分からないが、年貢銭十貫文は恒常的となっており、検注（近世における検地に相当するもの）により定められたもので、以後も年貢銭は十貫文で固定していたと考えられる。なお、芦峯寺は「葦峯堂」と称され、宗教村落としての体裁を有していたと考えられる。

また、年次不明であるが、某の被官富田治□は、反（段）銭の徴収額を芦峯寺・本宮に通達している。段銭とは守護が徴収権を有する臨時の課役で田畑の面積別に課されたものであるところから⁵⁾、両村は守護の支配下にある村であったことがわかる。

一方、芦峯寺とともに立山信仰の宗教村落である岩峯寺は、南北朝期には新川郡岩蔵地頭職の任は進

*富山県立立山博物館

士次郎政行が有しており⁶¹、十四世の終わり頃の至徳元（1384）年、鹿王院領として役夫工米以下段銭など臨時課役が免除されている⁷¹。さらに十五世の中頃は、進士隠岐守の所領⁸¹、すなはち武家領であった。従って岩嶺寺は、公領の郷村である芦嶺寺と異なり、荘園の郷村であり、守護不入の村であった。

十五世紀の中頃は、芦嶺寺は越中守護代神保氏の支配下にあった。神保氏は畠山氏譜代の被官であり、射水郡・婦負郡を知行する守護代を勤め、史料上の初見は嘉吉三（1443）年十二月二十七日付の守護奉行人（神保国宗）の連署奉書⁹¹である。程ない文正元（1466）年六月、越中守護代神保長職は「祖母堂・地藏堂・炎魔堂」の造営のため年貢分十貫文を寄進している¹⁰⁰。なお、神保長職は、この頃は、京都に「神保館」を構え、在京の守護代であった¹¹¹。文明七（1475）年五月、神保長職は、芦嶺寺の請いにより、立山権現社殿の用材を山中から伐り出す許可を与えている¹²¹。同日神保長職の被官である寺嶋誠世・宗綱の名で、芦嶺寺杉山の木を伐り尽くす代償として、年貢銭十貫文を免除している¹³¹。この二通の文書は、立山山中の支配権あるいは管理権は守護代である神保氏が有しており、神保氏が在京であるため、被官である寺嶋氏が代わって地方支配を行っていたことを示すものである。この頃においても芦嶺寺は守護代神保氏の支配する公領の一「村」であったことがわかる。

1.2 戦国武将寺嶋氏支配下の芦嶺寺

文明七（1475）年五月廿一日に神保長職によって発給された立山権現社頭・拝殿造管用材許可状（奉書）¹⁴¹には「仍如件」とあり、一方、同じ日付で寺嶋誠世・宗綱連署で発給されている連署状¹⁵¹には「仍執達如件」と記されている。また、翌文明八年の「六間地子」の寄進状¹⁶¹にも「仍執達如件」と記されている。このように寺嶋氏発給文書には「仍如件」ではなく「仍執達如件」と記されている。この点に注目すると、明らかに寺嶋誠世は地方統治にお

いて意志決定者ではなく、神保職定の意を執行する奉行人的な立場であったことをうかがわせる。しかし、十六年後の延徳三年（1491）六月廿一日の補任状¹⁷¹には、寺嶋誠恩は、神保氏の意向を受けず独自に田地六段の寄進を承認している。この補任状によると、この時点で寺嶋氏が下地（支配地）の進止権を行使していることを示すものである。さらに、享禄三（1530）年三月廿二日以後¹⁸¹の芦嶺寺宛てに発給された文書すべてに「仍而一札如件」と記され、寺嶋氏の独自の支配権を見て取ることができる。かくして、延徳三年以降、芦嶺寺は、直接的に寺嶋氏の支配を受けることになったのである。この頃になると、神保氏、その被官寺嶋氏は共に射水郡放生津に居住していた。

芦嶺寺の地は、新川郡守護代椎名氏と神保氏の支配権をめぐる境界域にあったため、神保氏は、永禄期（1558～70）にその被官である寺嶋氏をして、池田城（白岩川上流）に拠らしめたと考えられる¹⁹¹。延徳三年以降寺嶋氏の芦嶺寺支配の様子は、芦嶺寺一山会に伝えられているいくつかの古文書からうかがうことができる。

永禄十一（1569）年に寺嶋職定が、芦嶺寺・本宮の百姓に対して守るべき箇条を申渡している。

条々

- 一 此方催促之飯者、何にても菜壺つ、并中酒者、代にて一日ニ六文宛可出事、
付 おちつき申飯有間敷事
- 一 他方より借物付而、家来之者为催促雇候共、此方へ無案内被越付ては、可為曲事之事
- 一 蘆嶺・本宮如前々之一ヶ村たるへき事
右、此条々末代不可有相違者也、仍壺札如件永禄拾壹年^{戊辰}

三月廿八日 職定（花押）

蘆嶺・本宮 百姓中²⁰¹

この規定によれば、飯・酒代・借物等について規定に違反しないよう求めるなど、寺嶋氏の芦嶺寺における支配は生活の内容にまで及んでいる。

永禄十二年閏五月、寺嶋職定公用等免許状には、職定は芦峯寺の百姓に対して、同年の公用を半納とし、綱緒の納付を免除し、また、柴の採取を承認している。なお公用とは、守護に納入する税である。このほか芦峯寺に課された負担（税）には、公用の夫・伝馬があった。

壹札遣候

- 一 公用當壹作可為半納之事
- 一 綱緒當壹年一回ニ用捨之事
- 一 入柴當年壹年百束可沙汰事

此外、當年壹作之儀令扶持候、併公用・夫・伝馬之儀者、如此間也用所之時者可相調候、仍一札如件

永禄十二年

壬（閏）五月廿日

職定（花押）

葦峯「寺門前」百姓中²⁶¹

永禄から天正初期（1558～1582）にかけて、織田信長の北陸征討の意向を受けた神保氏と、越後の上杉謙信との戦いが進むにつれて、寺嶋氏は芦峯寺に対して年貢・諸役を課すのみならず、永禄十一年、寺嶋職定は芦峯寺の百姓に、「近く進駐するをもって、小屋懸の道具、尺木の用意」を命じ²⁶²、永禄十二年九月、越後上杉の侵攻に対し、芦峯寺・本宮の百姓に対し池田城への忠節を求めている²⁶³。芦峯寺はその恩賞として、年貢を三分の一、三か年間免除されることとなった。さらに、寺嶋職定は武田信玄に通ずる間諜を取り締まるため、芦峯寺に対して信濃への通行を停止し、強行する場合処罰をすることを申し渡すなど²⁶⁴、芦峯寺の百姓を軍事合力の者とも位置づけているのである。

十六世紀中頃は、常願寺川沿いには、公領の村として、芦峯寺村のほかやや下流の千垣村、対岸の本宮村の存在が知れる。享禄三（1530）年三月、千垣村の百姓が先に買収した芦峯寺村の畠を返還させる事件や²⁶⁵、永禄七年九月付の文書にみられるように、芦峯寺村、対岸の本宮村、下流の糸村の三か村の間

で、寺嶋氏の取奪強化に抵抗して逃散の盟約を結んだ事件などから²⁶⁶、常願寺川の兩岸に村が存在し、芦峯寺村と様々に関わりをもっていたことが推測される。

なお、神保氏・寺嶋氏は立山信仰に対する帰依も厚く、文明八（1476）年には、越中の在地武将寺嶋誠世が芦峯寺講堂に灯明料を²⁶⁷、また、延徳三（1491）年六月、寺嶋誠恩が祖母堂に田地六反を寄進している²⁶⁸。

池田城を拠点とする寺嶋氏が芦峯寺支配に当たっていたということは、芦峯寺衆徒が立山信仰組織の直接的管掌者であったということを勘案すれば、それが単に地域支配にとどまるのではなく、寺嶋氏そして神保氏は芦峯寺衆徒支配を介して立山信仰組織支配にもかかわっていたのではないかと考えられる。

天正九（1581）年、信長の北陸侵攻の先触れとして佐々成政が越中に入部し、神保氏の影響が弱まるにつれて、芦峯寺は佐々成政の支配下に置かれることとなった。この時期は、莊園公領制から大名領国制に代わる時期であり、芦峯寺は公領としての郷村の村から、戦国大名である佐々成政の領地の村となったのである。天正十一年十二月十六日、佐々成政は、芦峯寺及び本宮の段銭について、旧のごとく寄進と決定している²⁶⁹。この時点でいまだ中世の課役である段銭賦課が残っていることは興味深い。

1.3 前田氏支配下の芦峯寺

天正十五年、越中を領有していた佐々成政が、肥後に転封となり、新川郡は豊臣秀吉の領有するところとなり、前田利家の預かり地となった。天正十六（1588）年十一月晦日、前田利家は「當村之内を以、媼堂江為新寄進百俵之候」との寄進状を「立山仲宮寺衆徒・社人中」宛てに発給している²⁷⁰。天正十八年二月十日に前田安勝（利長）の安堵状で百俵の寄進が追認されている²⁷¹。この安堵状において「一切諸役等之儀有間敷候」と諸役を免除している。預か

り地とはいうものの新川郡は実質前田利家の領有するところであった。

前田氏は総検地を進めるなかで、慶長九・十年、新川郡の検地を行った。その結果、慶長十五(1610)年の芦峯寺の村高は三百五十石、免(年貢率)四つ六分と確定し、ここに芦峯寺は前田氏支配のもと近世村となったのである。

□倉□ □事

合参百五拾石三合者

此免四つ六分

右之内

五拾石 御きしん分

右相定所、如件

慶長十五年

八月六日

高田三郎兵衛(黒印・花押)

蘆倉坊中³²⁾

元和四(1618)年三月、前田利常は、芦峯寺中に寺領五十石の地を諸役免除し、残り三百石の年貢は金納とした。

越中新川郡蘆峯高三百五十石之内、寺領五十石引残而参百石之所、五ツ壱分之物成ニメ、如此以前之年々金子を以、可被指上、此外諸役令免許者也 如件

元和四年

三月十七日

利光 御印

蘆峯寺中³³⁾

寛永四年五月廿九日付の、元和八・九年分の御蔵払御算用状が一山会に残されている。

□和八年分新川郡御直納芦峯村御蔵払御算用之事

高三百五拾石之内五拾石ハ寺領□ □引

一 百五拾三石者 入米

一 貳拾貳石壱斗五升五合(右之通□□

石ニ壱斗四升四合□□

合百七拾五石壱斗五升五合

此払方

五石三斗五升者

小請取□

百六拾九石八斗五合

地払

此金五枚七兩貳匁四分七厘

此内

可上ル分

五兩貳匁五分貳厘

元和七年払余

過上金

五枚者

寛永貳年八月五日上ル

壱兩四匁三分五厘者

同三年八月十八日ニ上ル

已上 五枚七兩貳匁四分七厘

合百七拾五石壱斗五升五合 (黒印)

一 三匁者

御吉初銀上ル

但夫銀之儀者御赦免也

右御蔵払御算用相究所皆済、但御印之儀追而申上、此書替ニ取替可申所、如件

寛永四年 五月廿九日

三輪法受齋日好(黒印)(花押)

宮崎藏人重元(黒印)(花押)³⁴⁾

新川郡直納芦峯寺

この算用帳によると、芦峯寺村の年貢は三百石、免(税率)は五ツ一分(五十一%)で納税額は口米(欠米や分量不足等を補うためのもの)貳拾貳石壱斗五升五合を合わせて百七拾五石壱斗五升五合となる。芦峯寺は当時金納であるため、年貢米を売却して皆済することとなっていた。この年貢米は地払いされ、その金額は金五枚と七兩貳匁四分七厘であった。この年貢代金は元和七年、寛永二年、同三年の三回に分けて納入された。

2. 近世村として誕生した芦嶺寺

2.1 近世村として誕生した芦嶺寺

新川郡が戦国大名前田氏の支配から幕藩体制のもと加賀藩の支配となったのは、慶長十（1605）年の総検地を契機に慶長十五年頃である。芦嶺寺も元和四（1618）年の前田利光御印の村御印のもと新川郡の一村として存立していた。しかし、芦嶺寺の村経営は苦しく、元和九年から寛永三（1626）年までの四年間、免を五ツ一分から二ツ八歩引き下げられた。それでも年貢を皆済できず、走り百姓が出て、村が退転してしまっただけでなく、藩は改めて検地を実施し、村の実状を認め、走り百姓を呼び戻し、改めて新村を建て直すこととした。なお、これまで芦嶺寺の田畠は本宮村へ御したり、小作に出したりする所もあったので、これらの田畠は以後芦嶺寺の支配地とすることとなった。このおり、居住地が「寺中へ引き寄せ、其者共置可被申候」とあり、以後、百姓らは中宮寺の境内に居住することとなったのである。近世芦嶺寺の誕生である。

其地就退轉、御検地衆并我々茂罷越、様子見申候之処、無余儀躰候、就其元和九年より寛永三年迄、四ヶ年之間、式ツ八歩被成御赦免候條、右相殘所御算用申上、何茂走百姓等令才覚、立歸申候様尤候、仍如件

寛永三年四月朔日

千福八郎左衛門 □□（花押）

黒田逸角 連直（花押）

蘆倉寺 池 坊

衆徒中

三左衛門³⁶⁾

寫

以上

芦嶺寺之内、新村相立申候ニ付而、被相理候旨、聞届候処、御教代之御朱印被遣処紛無之、其上出給地も、先高之由ニ聞届候條、本宮村へ下し付候地、當毛之上は、半分其村へ取可被申候、其外之義ハ、何程候ても、小作前共ニ小作並之納所ニ詰、

御年貢米半分被請取候而尤ニ候、右之田地共來年より不殘、其村之策配ニ可被致候、立山黒山双嶺万事共、如前々之相違有之間敷候、猶、以來ニ芦嶺寺之内ニ、新村相立儀有之間敷候、去春出ル新村之者共、芦嶺寺ニ居可申と、其身申ニ付てハ、小作並ニ田畠ニ而も下し、寺中へ引よせ、其者共置可被申候、以上

寛永四 千福八郎左衛門 判

八月十四日 黒田逸角 判

嬭堂 池能坊

三左衛門

寺中³⁶⁾

2.2 芦嶺寺の村高と年貢収納

ア 改作法のころ迄（承応～明暦）

加賀藩は、大名領国制にもとづく近世的村落の形成のため、承応から明暦にかけて農政改革、いわゆる「改作法」を実施した。慶長の総検地にもとづき村毎の田地を収穫高（石で標記するもの）で確定し、免率を乗じて税（年貢）額を決定、年貢を藩の御蔵へ納入するものであった。加賀藩では、正保四（1647）年に加越能三か国の高を確定し、明暦二（1656）年、村御印を発給した。さらに一部補正して寛文十（1670）年最終的に村御印を確定している。芦嶺寺の場合、正保三年の村高³⁷⁾は三百二石五斗四升、明暦二年の村高は³⁸⁾三三八石、免四ツ六分であった。

イ 村御印の下付・皆済状にみる芦嶺寺の特徴

寛文十年の村御印によると、芦嶺寺の村高式百九拾六石、免四ツ六歩とされた。

越中新川郡芦嶺寺物成之事

志カ村草高之内五石、明暦二年百姓より上ルニ付、無検地極

一 式百九拾六石

免四ツ六歩、外ニ四拾式石 寛文六年検地引高

右、免付之通、新京升を以可納所、口米石ニ

菴斗壹升貳合宛可出之

同所小物成之事

一 三匁 漆役

一 五拾貳匁 炭竈役

外百拾七匁退轉

右、小物成十村見図之上ニ而指引於在之者、
其通可出者也

寛文拾年

九月七日 御印

芦峯寺百姓中³⁹⁾

芦峯寺は、寛文十年の村御印により年々年貢を皆済してきた。年貢皆済の際、御蔵ならば代官、蔵宿ならば給人より皆済状が渡されて、これを組裁許の十村に提出、十村は一組の皆済状を全部取りまとめ、その旨注進するのが定式であった。

次に寛延二（1749）年十二月十五日付の年貢皆済状を挙げておく。

納寛延二年分御蔵入御年貢米之事

草高百八拾四石 免四ツ六歩内

五歩年限不極引免
四ツ壹歩御収納免

一 八拾三石八斗八升九合 定納口米

無夫銀

ノ

右、皆済状上之申候 以上

黒崎村 宗三郎（花押・黒印）

寛延二年十二月十五日

新川郡芦峯寺村 百姓中⁴⁰⁾

寛延二年の芦峯寺村の皆済状は組十村の黒崎村宗三郎から発給されており、他村の皆済状の発給と同様の形態である。しかし、宝暦二（1752）年十二月の皆済状には、最後の文言に「右新川郡御扶持人十村・新田裁許・山廻江御預ケ御代官之分、皆済之処、如件」と他の皆済状にはみられない文言が追記されており、明らかに寛延二年の皆済状と異なっている。以後、管見する宝暦四年、明和七（1770）年、享和三（1803）年、文化四（1807）年、文化五年、文化

七年、文化八年、文化九年、文化十一年、文化十四年の皆済状にはすべてこの文言が記されている。これは、芦峯寺の年貢は本来御蔵入であったが、宝暦二年の段階で新川郡御扶持人十村・新田裁許・山廻の代官分として納入されたため、皆済状の発給者は新川郡御扶持人十村・新田裁許・山廻と記載され、皆済状を確認するのは、組裁許の十村である新堀村八兵衛となったことを示している。すなはち、何らかの事情により芦峯寺村の年貢納入の方法に変更があったのである。宝暦二年以後の皆済状は次のようである。

納文化七年分御蔵入御年貢米之事

草高百八拾四石 免四ツ六歩内

五歩年限不極引免
四ツ壹歩御収納免

一 八拾五石九斗三升五合 定納口米

但無夫銀

右、皆済之処 如件

文化七年十一月

沼保村 彦四郎（花押・黒印）

新堀村 半三郎（花押・黒印）

天正寺村十兵衛（花押・黒印）

小林村 宗三郎（花押・黒印）

神田村 惣右衛門（花押・黒印）

沼保村 幸右衛門（花押・黒印）

新川郡芦峯寺村 百姓中

（継紙）

「右 皆済状上之申候、以上

新堀村 半三郎（花押）

御改作御奉行所」

（裏書）

「表書之通見届也 改作奉行（黒印）」⁴¹⁾

この皆済状の発給者新堀村半三郎・天正寺村十兵衛・小林村宗三郎・沼保村幸右衛門は御扶持人十村、神田村惣右衛門は組持御扶持人十村である。

かくの如く、芦峯寺村の皆済状は、他村の皆済状と形式が異なっており、芦峯寺村の年貢は名目的に

は御蔵入の米であるが、実際には代官預かり分として代官帳に記載されることとなったと考えられる。

なお、代官帳は、無組御扶持八十村・同並に五冊（一冊五百石分、正米にして三百三十石）・平十村及び組裁許が三冊、新田裁許・山廻の代官分が二冊となっている¹⁴⁾。

ところで芦峠寺村の年貢米の納入は元和四年の利光の御印により金納とされた。しかし寛文十年の村御印において芦峠寺は現物納となった。

その後、少なくとも延享三（1746）年以前、加賀藩は芦峠寺に中出蔵に準じた蔵を置き、その蔵米を「芦峠米」と称した。芦峠寺米は十月切りを以て魚津・滑川両所の米の相場で近在の百姓に売り渡し、その代銀を「御収納相渡銀」として金沢土蔵へ納入されたのである。

覚

- 一 八拾貳石貳斗四升四合 芦峠米
 右芦峠村近在之百姓共買請代銀、当十月切可上旨、天正寺村彦三郎・同十次郎・黒崎村宗三郎・新堀村八兵衛・西水橋村和左衛門書付出候、直段之義ハ当夏魚津・滑川両所相場之内高直段を以売渡候条、右人々証文取置候、延享三年御収納相 渡代銀、定之通、金沢御土蔵江上之可遂勘定者也
 卯 二月 日
 御算用場
 新川郡御扶持八十村・十村・山廻り中¹⁵⁾

2.3 芦峠寺村の高の特徴と生業

ア 芦峠寺村の「山高」

芦峠寺の草高は、寛文十年の村御印以前においては、慶長十五（1610）年、元和四（1618）年、同八年までは三百五拾石であった。しかし正保三（1646）年では三百二石五斗四升、明暦二（1656）年の村高三百三八石、寛文十（1670）年の村御印では貳百九拾六石と減少している。この減少は御印に「四拾貳石寛文六年検地引高」と記載されている。その後、

享保二十（1735）年頃には草高貳百三拾四石とさらに減少している。

芦峠寺者立山内之草高貳百三拾四石之内、五拾石ハ御社領ニ拝領仕候、残り而百八拾四石ハ御納所仕候、尤山高之義ニ御座候得者、作り度出来兼申ニ付、立山之内ニ而焼炭等御納所相勤来り申候、即御高御印与一所ニ炭がま御印被仰付頂戴仕、今以役銀指上来り申候、

拝領高を除いた村高百八拾四石の地は境内地を除いてほとんどが山間の地にあり¹⁶⁾、このような高を「山高」と称していた。それも田畠は所有者を特定しえないものであったようである。

この「山高」とは、里の村と異なり、寄進地と村有地に截然とした区別がなく、また所有者毎の区別も定かではない「御田地割一集」の状況であった。

- 一 芦峠寺村御寄進高之内ニ而被下候地面相分り不申御田地割一集ニ仕申候、都而御寄進高は十村御扶持高同様之振ニ相成居申候
 一 衆徒・社人居屋敷地之儀、御寄進高地面ニ罷在候ト申儀ニ而は無御座候、前ヶ条ニ申上候通、御寄進高・御納所高一集ニ御田地割仕申ニ付、屋敷地之儀、御寄進地ニ罷在候ト申差別無御座候

また、芦峠寺村の山高の場所は、「村高領続きより都而立山奥山迄」であり¹⁷⁾、享保二十年頃までは「芦峠寺之持山」といていた。その証として、「元文四年嬬堂等造立之材木ハ立山段ヶ原御林山ニ而相願、伐出シ」¹⁸⁾ている。

しかし、享保二十（1735）年、これまで所有し、焼き畑を行ってきた「山高」に対し、岩峠寺村が異義を申し懸けた。この論争は互いに申し立て、決着はなかなかつかなかった。これら申し立ての中で、芦峠寺村は、文化十三（1816）年の文書で、「芦峠寺衆徒・社人共、外百姓同様、村惣高之内致居住由、右村方之持山ハいづれニ有之候哉、元文四（1739）年嬬堂等造立之材木、持山ニ而伐出候得共、右持山ハ何れニ有之事ニ候哉、相分不申候、此義いかが之

事」の間に対して、「芦峠寺衆徒・社人、外百姓同様ニ惣高之内ニ致居住罷在申候、右村方持山之義は、村高領統きより都而立山奥山迄、先年より芦峠寺之持山ト相唱申候、元文四年媿堂等造立之材木ハ立山段ヶ原御林山ニ而相願、伐出シ申候」⁴⁷⁾と答えている。さらに、「芦峠寺村之田地百八十四石と媿堂江御寄進知と入合之内ニ御林山も有之、芦峠寺村より畑物可作所有之候得共、当時論地相成居申候手詰ニ相成有之候と芦峠寺衆徒共申候、いづれと論地ニ相成候哉、改作方等ニ而ハ如何之事」との間に対して、「芦峠寺村之田地百八十四石ト媿堂江御寄進知ト入合之内ニ御林山無御座候、前段ニ申上候通、立山奥山迄先年より芦峠寺村之持山ト相唱申候、則、享保年中迄、右奥山之内拾八ヶ所焼畑仕、作物仕来申候処、岩峠寺より右場所は立山御境内ニ候間、畑作難為致旨申出シ、段々及争論、御改作奉行御僉議之上、右畑今以岩峠寺ト論地ニ而、訳付不申候」⁴⁸⁾と答えている。すなはち、芦峠寺の衆徒・社人及び百姓は一所に混住している状態であること、村方持山については、立山奥山まで芦峠寺の持山で、元文四年にも媿堂等造立の材木は立山段ヶ原御林の場所で藩の許可を受けて伐り出したものである。焼き畑は奥山十八ヶ所で行ってきたと答えている。芦峠寺と岩峠寺との焼き畑地に係る争論はそれ以後も決着がつかず、幕末まで続いている。

イ 芦峠寺村の生業

芦峠寺村は、元文二(1737)年の貸米願書のなかに「別而芦峠寺者高山之麓故、不時成度々之寒サ仕、他在ニ勝而悪作仕候、殊ニ八月上旬より雪降申所故、早稲迄を作候得ば、猶更不作仕、必至与行詰」と記しており、年貢納入のため早稲を生産していたことがうかがえる。しかし、日常の生活費は米からの収入ではなく、その多くは焼き畑及び漆・炭焼きなどによって賄っていた。また、年貢納入の不足分は、焼き畑からの産物をはじめ小物成として生産を公認された漆役とともに炭竈役(炭焼き)に依存してい

た。享保二十一(1736)年の岩峠寺村との焼畑に係る争論文書によると、

時節柄相延候得ハ、焼畑茂難成、左候得ハ御
 収納米并炭竈御役銀等必死と差間在所中難
 儀仕義ニ候⁴⁹⁾

とあり、焼畑の収入は年貢の収納や炭竈の役銀に充てられていたことがわかる。

焼畑や炭焼きの場所は立山の山間地にあり、その場所は平地における「田地割」と同様「山割り」が行われ、場所が交換された。この「山割り」は、百姓中の持高に応じて行われ、時には、原村・本宮村へも下し作された。

焼畑ができる土地は、「草高五斗三斗宛或者尅石之高」と小さい高が散在しており、「山作大豆小豆を以納所を仕、其上一家五人七人之父阿母妻子を養ひ申」⁵⁰⁾のものであった。生産された大豆・小豆・稗・粟等は毎年小見村において換金され、その金によって年貢米及び作食代銀に充てられた⁵¹⁾。

炭焼きは、寛文十年の村御印に、「一 五拾貳匁炭竈役 外百拾七匁退轉」とあり、小物成として五十二匁炭竈役が課せられていた。しかし、寛文十年以前に一一七匁が退轉しており、この頃既に生産量が減少していたことが分かる。なお、芦峠寺の炭焼きは、慶安三(1650)年の書上げには、「材木坂近所ニ而炭焼、毎年亀谷ニ而売来」⁵²⁾るもので「大分之被渡銀上ヶ申所ニ」とあり、当初、亀谷鉦山へ売却しかなりの収入となったと推測される。

なお、山中の生産物は焼き畑以外にも「嘉永元(1848)年八月、元来当村百姓小前、炭・薪・棒・鞍木・石灰等數百年来売出来、」⁵³⁾とあり、炭焼きにとどまらず中棒・鞍木・石灰等も生産販売していた。これらの生産物は小前の者にとっては第一の稼ぎであり、年貢収納はもとより年中の造(雑)用に充てられた。

私共在所方之義、御組之内深山奥詰之居住、小前之者年中棒・鞍木・石灰・炭焼等稼之第一と仕り、御収納方始、年中諸造用并ニ渡

世之潤色ニ仕来候、⁵⁴⁾

最早追々当山百姓小前御年貢下ニ相成、炭・薪・石灰等、品能売捌不申而ハ当季御収納方ニ迷惑仕候間⁵⁵⁾

なお、芦峠寺にとっては、立山山中の焼き畑の如何は死活問題でもあった。享保二十年ころから、岩峠寺が新たに焼き畑を申し懸け、以後芦峠寺との間に論地となり、幕末まで解決を見ることがなかった。

芦峠寺衆徒并芦峠寺村百姓等焼畑いたし来候所、享保年中岩峠寺より新焼畑いたし候趣ニ断出、今以論地ニ成居申由、芦峠寺書付ニ相見へ候⁵⁶⁾

芦峠寺村の人々は、こうした稼ぎ以外にも、立山

参詣者とのかわりて若干の稼ぎを得ていた。文化十一（1814）年の記録に、「参詣人并湯入等之荷物仕、或ハ米・味噌等諸色入用之品々商人、且亦小使等仕、右等之助成を以て百姓仕来申候」⁵⁷⁾とあり、参詣人や立山温泉へ行く人々の荷物運びや彼らに必要な米味噌等の調達及び頼まれ事による駄賃稼ぎをすることもあった。弘化四（1847）年の記録にも「尤里中方より右稼之品物、賃持旁買出ニ来り候伝手ニ米穀持参致呉、両端之都合ニ而、乏敷渡世相続仕族ニ御座候」とあり、炭等を運搬した戻りに駄賃稼ぎの手伝いをし、米穀を手間賃として貰うこともあった⁵⁸⁾。

まとめ

芦峠寺村は、鎌倉時代以降連綿と続いた宗教村落であったが、納税や生活費等諸経費は焼き畑や炭焼きなど山に依存した山間の村落であった。江戸時代、年貢皆済も米を収納することが出来ないため、初期は金納であったが、やがて物納となり、焼き畑や炭

焼き等の収入を年貢米の買い付けに充て、改めて米で年貢を皆済するという面倒なシステムのなかで苦勞する村でもあった。立山曼荼羅に象徴される宗教村落の背景に年貢収納や日々の生活にも苦勞する山麓の農村が隠されていたのである。

註

- | | | |
|---------------------------|-------------------------|------------------------|
| 1) 『越中立山古文書』 1頁 [1] | 14) 『越中立山古文書』 3頁 [6] | 27) 『越中立山古文書』 4頁 [8] |
| 2) 3) 『富山県史』 通史編Ⅱ 中世 306頁 | 15) 『越中立山古文書』 4頁 [7] | 28) 『越中立山古文書』 4頁 [9] |
| 4) 『越中立山古文書』 1頁 [2] | 16) 『越中立山古文書』 4頁 [8] | 29) 『越中立山古文書』 12頁 [22] |
| 5) 『越中立山古文書』 11頁 [21] | 17) 『越中立山古文書』 4頁 [9] | 30) 『越中立山古文書』 14頁 [26] |
| 6) 『富山県史』 通史編Ⅱ 中世335頁 | 18) 『越中立山古文書』 5頁 [10] | 31) 『越中立山古文書』 14頁 [27] |
| 7) 『富山県史』 史料編Ⅱ 中世388・394頁 | 19) 久保尚文著『越中中世史の研究』 42頁 | 32) 『越中立山古文書』 17頁 [32] |
| 8) 『富山県史』 通史編Ⅱ 中世395頁 | 20) 『越中立山古文書』 6頁 [12] | 33) 『越中立山古文書』 19頁 [35] |
| 9) 『富山県史』 史料編Ⅱ 中世493頁 | 21) 『越中立山古文書』 7頁 [13] | 34) 『越中立山古文書』 22頁 [43] |
| 10) 『越中立山古文書』 2頁 [4] | 22) 『越中立山古文書』 10頁 [17] | 35) 『越中立山古文書』 20頁 [39] |
| 11) 『富山県史』 通史編Ⅱ 中世421頁 | 23) 『越中立山古文書』 8頁 [14] | 36) 『越中立山古文書』 21頁 [40] |
| 12) 『越中立山古文書』 3頁 [6] | 24) 『越中立山古文書』 9頁 [16] | 37) 正保三年『越中国四郡高付帳』 |
| 13) 『越中立山古文書』 4頁 [7] | 25) 『越中立山古文書』 5頁 [10] | 38) 明暦二年『越中国郡別村御印之留』 |
| | 26) 『越中立山古文書』 6頁 [11] | 39) 『越中立山古文書』 35頁 [75] |

- 40) 『越中立山古文書』 41頁 [87] 47) 『越中立山古記録』 1・83頁
41) 『越中立山古文書』 44頁 [94] 48) 『越中立山古記録』 1・83頁
42) 『加越能郷土辞彙』 49) 一紙文書 雄山神社蔵文書
43) 『富山県史』史料編Ⅱ中世842頁 50) 一紙文書 雄山神社蔵文書
44) 一紙文書 雄山神社蔵文書 51) 『越中立山古記録』 4・66頁
45) 『越中立山古記録』 1・81頁 52) 『越中立山古記録』 4・66頁
46) 『越中立山古記録』 1・83頁 53) 『越中立山古記録』 3・130頁
54) 『越中立山古記録』 3・126頁
55) 『越中立山古記録』 3・130頁
55) 『越中立山古文書』 66頁
57) 『越中立山古記録』 1・225頁
58) 『越中立山古記録』 2・126頁

※ [] の数字は『越中立山古文書』の史料番号。